

所得税は税務署で、市民税・都民税は市役所で

申告書は自分で書いて 提出はお早めに

2月16日(火)～3月15日(月)

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも、次のものに限らせていただきます。

★提出のみの方

内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

★簡易な申告の方

①給与や公的年金のみの収入の方

②前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方

なお、簡易な申告の方で、市役所に来庁いただく場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かったところは記入し、筆記具や計算機を持参してください。

市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて、疑問などがある方に書き方のアドバイスをしますが、確定申告書はご自身で作成していただきます。

【ご注意】

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付の申告をする方は東村山税務署へ申告してください。

★東村山税務署は土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月21日と28日の日曜日に限り、午前9時～正午と午後1時～5時に、同税務署で、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。なお、この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

当日は電話での相談および国税の領収、納税証明書の発行は行っていません。

国税庁のホームページで確定申告書の作成ができます

申告が必要な方

申告が必要な方

申告が必要な方

申告が必要な方

★所得 税

申告と相談は東村山税務署へ

★市民税・都民税

申告と相談は市課税課市民税係へ

申告が必要な方

申告が必要な方

申告が必要な方

申告と相談は東村山税務署へ

サラリーマンで還付の申告をする方へ

書 収支内訳書、消費税および地方消費税などの確定申告書が国税庁ホームページで作成可能です。

◆国税庁ホームページアドレス

◆国税電子申告・納税システム(e-Tax)ホームページアドレス

申告が必要な方

申告が必要な方

「税」は、皆さんが安心して暮らせるよう、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日(火)～3月15日(月)に、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で行います。各会場とも車での来場は遠慮ください。なお、申告は郵送でもお受けします。申告書を郵送する方で「控え」に受付印が必ず必要な方は、「控え」に住所、氏名などをボールペンで記載の上、切手を張った返信用封筒を同封してください。

告・納税システム)で送信(提出)することが出来ます。利用には所定の手続きが必要ですので、e-Taxホームページをご覧ください。1回に限り、最大で50000円の税額控除が受けられます(19年・20年分の確定申告でこの控除を受けた方は除きます)。

あった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります)

申告が必要な方

申告が必要な方

税理士会による確定申告の無料相談会場(小規模納税者)

会場	日程	受付時間
市役所7階 701会議室	2月16日(火) ～2月19日(金)	午前9時半～11時半 午後1時半～3時半

※受付時間は混雑の状況により早く締め切る場合があります。
※所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所2階 204・205会議室	2月16日(火) ～3月15日(月)	午前8時半～11時 午後1時～5時

夜間申告相談窓口

会場 市役所2階 204・205会議室
日程 2月19日(金)・26日(金)
時間 午後8時まで
※午後5時15分以降は、電話相談および証明書の発行はできません。

申告に必要なもの

(2面へ続きます)

有料広告を募集します

市ホームページ
のパナー広告

東久留米駅西口
昇降施設

に、有料広告物を掲載
してみませんか

詳しくは5面をご参照ください。

《今号の主な内容》

- ・住基カードと電子証明書の休日窓口開設
- ・3月市議会日程(予定)
- ・中央町二丁目在住の方の避難所が変更
- ・都立清瀬小児病院の移転後の小児医療体制

2面
3面
4面
8面